

平成27年度の基本方針

少子高齢化や核家族化の急速な進展、農山村地域の過疎化などにより、家族や隣近所間の相互扶助の機能が希薄化するとともに、福祉の分野においても自分たちだけでは解決できないことが増えてきています。社会福祉を充実させるためには、行政サービスや社会保障による公助に加え、地域住民による共助や自助を連携させた支えあいのしくみを構築していくことが重要となっています。

このような中、君津市社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、君津市地域福祉活動計画に基づき、基本理念である「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」の実現に向けて、「住民主体」と「住民参加」を中軸に地域福祉事業の推進をしていきます。

【 君津市社会福祉協議会の事業体系 】

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

- 1 法人の運営
- 2 社会福祉事業の企画及び実施
- 3 社会福祉に関する調査研究、広報啓発
- 4 社会福祉施設の管理運営

II 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

- 1 地区社会福祉協議会活動の推進
- 2 君津市地域福祉活動計画の推進
- 3 社会福祉関係団体の援助育成
- 4 ボランティア活動・福祉教育の推進

III 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）

- 1 日常生活自立支援事業
- 2 福祉資金貸付事業
- 3 ふれあい相談事業

IV 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

- 1 住民参加型ホームヘルプ事業
- 2 介護保険事業

I 法人運営部門（総務企画・施設管理）

1 法人の運営

君津市社会福祉協議会は「地域福祉を推進する中核的団体」という使命を担うため、組織運営や事業推進の指針となる「君津市社会福祉協議会強化計画（第4版）」を策定し、それらに基づいた法人の運営を行います。

組織運営については、役職員の資質向上に努めるとともに理事会と職員（事務局）の連携強化により意思決定の迅速化を図ります。

法人の適正な運営をするためには、その財源確保は必須の要件であるため、会員の拡充に努めるとともにチャリティーイベントの開催などをおして、自主財源確保に努めます。

(1) 組織の運営

- ① 理事会・委員会（法人の執行機関、理事15名・監事2名）
 - ・定例会議の開催
 - ・総務委員会（主に組織運営）、企画委員会（主に事業推進）の開催
- ② 評議員会（法人の議決機関、評議員40名）
 - ・5月、3月の定例会議の他、必要に応じ臨時会議の開催
- ③ 監査
 - ・監事による決算監査の実施
 - ・担当理事による内部会計監査の実施（年2回）
 - ・君津郡市広域市町村圏事務組合等による外部監査の実施

(2) 組織体制の強化

- ① 役員体制の強化
 - ・役員研修会の実施
 - ・福祉情報の定期提供（NORMA、ボランティア情報等）
- ② 事務局体制の強化
 - ・千葉県社会福祉協議会等が実施する各種研修会への参加
 - ・実務研修会に参加（職能団体、行政研修等）
 - ・定例職員会議（研究会）の開催
 - ・職員研修会の実施
 - ・職員の資格取得支援

(3) 運営財源の拡充

- ① 会員の募集
 - ・一般会員 自治会を通じて世帯に依頼（5月）
 - ・賛助会員 個人・法人・団体に依頼（通年）
- ② 福祉チャリティーイベントの開催
 - ・第18回君津市福祉チャリティーゴルフ大会（7月）
福祉意識の啓発と運営財源の拡充を図る
- ③ 広告収入の検討
 - ・ホームページや広報紙への広告掲載について検討
- ④ 共同募金運動への協力（千葉県共同募金会君津市支会）
 - ・赤い羽根共同募金（10月1日～12月31日）
 - ・歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）

2 社会福祉事業の企画及び実施

「すべての人が共に生きることができ、社会が普通の社会である」というノーマライゼーションの理念を基盤に事業を実施しておりますが、企画にあたっては変化する社会状況や福祉ニーズをふまえ、趣旨や目的、評価を明確にして、より効果的な内容や方法を検討します。

地域住民全員が地域福祉の主体であり対象であるという観点で、市民の福祉意識の高揚や福祉活動への参加促進を図るよう、また福祉サービス利用者に対しては社会参加の促進や生活の質の向上を図るような事業の実施を目指します。

(1) 高齢者福祉事業

- ① 卒寿記念事業（9月～10月）
 - ・卒寿者に記念品の贈呈
- ② 健康増進事業（通年）
 - ・老人クラブによる健康づくり事業を支援

(2) 障害者福祉事業

- ① 日帰りバスハイク
 - ・障害者世帯を対象に日帰りのバスハイクを実施
- ② 視覚障害者への情報提供（通年）
 - ・朗読ボランティアの協力により広報等をCD等へ録音し「声のお便り」として視覚障害者へ送付
- ③ 障害者団体の助成（14ページに再掲）
 - ・障害者当事者団体の活動助成

(3) 児童福祉事業

- ① 日帰りバスハイク
 - ・ひとり親家庭を対象に、日帰りのバスハイクを実施
- ② 児童危険防止事業（通年）
 - ・学校、PTA及び地域団体の協力、連携により危険防止資材を配付・設置
- ③ 子どもの遊び場の整備助成（随時）
 - ・自治会からの要望に応じ実施
- ④ 私立保育園の助成（14ページに再掲）
 - ・機材購入費や行事開催費用等の助成

- ⑤ 学童クラブの助成（14ページに再掲）
 - ・ 機材購入費や行事開催費用等の助成

(4) 福祉功労顕彰事業

- ① 第44回君津市社会福祉大会
 - ・ 福祉事業功労者・従事者を顕彰
 - ・ 社会福祉に関する講演会や意見体験発表など
 - ・ 地域福祉団体、施設による展示、販売

(5) 住民ふれあい交流事業

- ① 健康と福祉のふれあいまつり
 - ・ 健康・医療・福祉関係団体の参加による、ふれあいと交流の場を通して、健康づくりと地域福祉の向上を目的に実施

(6) 歳末たすけあい募金配分事業

- ① 歳末たすけあい見舞（12月）
 - ・ 民生委員児童委員の協力により福祉対象者に歳末たすけあい見舞を実施

(7) 福祉器機の貸出

- ① 福祉器機の貸出（随時）
 - ・ 福祉カー（車いすとストレッチャーで乗車可能）、車いす、イベント用品等

(8) 災害見舞事業

- ① 災害見舞（随時）
 - ・ 火災や風水害の被災者に災害見舞を実施

3 社会福祉に関する調査研究、広報啓発

実施事業の必要性や効果、効率を検討するにあたり、福祉ニーズ等の情報収集は不可欠です。調査だけでなく、福祉事業などあらゆる機会をとらえて情報収集に努めます。

また、住民主体・住民参加による福祉活動を推進する上で広報啓発は最も重要であり、本会は様々な福祉情報を広く地域住民に提供する機関としての役割を担わなければなりません。そのため、広報紙「福祉きみつ」の定期発行に加え、ホームページや広報パンフレット等の手段を活用しての情報の提供に努め、迅速な情報提供や若年層への情報発信を行うとともに、君津市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ほのぴー」を活用し、社会福祉協議会のPRに努めます。

(1) 調査研究事業

- ① 社会福祉に関する調査研究
 - ・ 法人運営や事業推進に関する調査研究を実施
- ② 福祉ニーズ等の把握
 - ・ 地区福祉推進委員会議や地区社会福祉協議会の協力を得て福祉ニーズの把握に努める
 - ・ 事業実施の際にアンケートを実施し、内容や参加者からの要望を把握

(2) 広報啓発事業

- ① 広報紙「福祉きみつ」の発行
 - ・ 年4回（自治会を通じて回覧及び公民館等公共施設の窓口などで配布）
 - ・ 読者モニター制度や住民参加による編集会議の開催
 - ・ 市内事業所等配布場所を増やす
 - ・ 共同募金特集号の発行（年1回）
- ② ホームページ「福祉きみつ」
 - ・ 事業や福祉情報の随時更新
- ③ 法人パンフレットの活用
 - ・ 社会福祉協議会のPRとして法人広報パンフレットを活用
- ④ 市民講座（行政のまちづくりふれあい講座）
 - ・ 法人と事業について住民の理解を深める
- ⑤ 君津市社会福祉協議会マスコットキャラクターの活用
 - ・ キャラクターグッズを作成しPRする

4 社会福祉施設の管理運営

(1) 君津市社会福祉センター「きみつ偕楽園」

(指定管理期間：平成26年度～28年度)

君津市社会福祉センター（君津市から受託）は、市民相互の交流及び地域連帯の強化を図ることで市民福祉の増進に資することを目的とした総合的な福祉機能を有する施設です。

地域における住民活動を活性化させるため、高齢者や障害者、青少年、ボランティア、一般市民の地域福祉活動拠点としての役割も担います。

(運営方針)

- 高齢者を対象とした健康増進、教養の向上、レクリエーション、老人クラブ活動の活性化といった社会福祉事業を実施します。
- 障害者、青少年、ボランティアや地域住民の地域福祉活動拠点として効果的な運用を図ります。

① 管理運営業務

- 職員の配置（事務員、運転手、看護師、用務員、計4名）
- 管理業務 施設（部屋）の貸出、浴室の使用、送迎バスの運行
- 健康相談（毎週開館日の月曜日・水曜日・金曜日）

② 自主事業

- 福祉機器の貸出（随時）
福祉カー（車いすとストレッチャーで乗車可能）、車いす、イベント用品
- 君津東地区社会福祉協議会の活動拠点として、福祉に関するボランティア活動の促進を図る（ふれあい・いきいきサロン等を実施）

(2) 君津市福祉作業所「ふたば園」

(指定管理期間：平成23年度～27年度)

君津市福祉作業所「ふたば園」(君津市から受託)では、就業困難な知的障害者や身体障害者を対象として、社会生活能力の向上や基本的生活習慣の確立を目指すための支援を行います。

(運営方針)

- 利用者の自己選択・自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援を行います。
- 作業を通じて労働の喜びと協調性を育み、社会人としての自立を目指します。
- 家庭との連携を密にするとともに、地域社会に積極的に参加・交流し地域とともに歩む施設づくりを考えます。

① 管理運營業務

- 職員の配置(所長、支援員、補助支援員、計4名)
- 施設の利用許可
- 利用者の健康増進・管理
健康診断(年1回)、歯科検診(年1回)、体重・体脂肪測定(月1回)、
菜の花体操・散歩(毎日)、転倒防止・筋力強化運動等(随時)、避難訓練(月1回)
- 保護者会の支援(事務局) 施設視察、研修会、所外学習、調理実習
- 教育機関との連携
特別支援学校生徒の体験学習、学生の実習受入、小中学校教諭の視察
- ボランティアの受入
- 福祉作業所ミツバ園・つばさ園及び他事業所との交流、職員の情報交換
- 利用者支援のケース会議

② 自主事業

- 作業訓練
自主作業(農作業、しいたけ栽培、紙すきによる名刺・カレンダー・はがき・
各種紙すき紙の製作、小型家電等のレアメタルの回収、古紙回収)
業者委託の受注作業(紙袋づくり、ボールペン・鉛筆等の袋入れ、袋の圧着、
アルミカップ詰め)
- 調理実習(うどん打ち、太巻き寿司体験、もちつき等、年6回)
- 日常生活指導
当番制による昼食時・来客時のお茶出し、洗濯、後片付けの指導、買い物等
- 所外学習(県内外、年3回程度)
- イベント行事への参加
手をつなぐスポーツの集い、健康と福祉のふれあいまつり
- レクリエーション(カラオケ、ボーリング、ソフトバレー、クリスマス会等)
- 作業製品の販売、紙すき用の牛乳パックを募るための啓発PR
健康と福祉のふれあいまつり、公民館文化祭、障害者週間、社会福祉大会等
- 周辺道路の清掃及び花壇の管理清掃

(3) 君津市福祉作業所「ミツバ園」

(指定管理期間：平成23年度～27年度)

君津市福祉作業所「ミツバ園」(君津市から受託)では、就業困難な知的障害者や身体障害者を対象として、社会生活能力の向上や基本的生活習慣の確立を目指すための支援を行います。

(運営方針)

- 利用者の自己選択・自己決定を尊重し、個々のニーズに応じた支援を行います。
- 作業を通じて労働の喜びと協調性を育み、社会人としての自立を目指します。
- 家庭との連携を密にするとともに、地域社会に積極的に参加・交流し地域とともに歩む施設づくりを考えます。

① 管理運營業務

- 職員の配置(所長、支援員、補助支援員、計4名)
- 施設の利用許可
- 利用者の健康増進・管理
健康診断(年1回)、歯科検診(年1回)、体重測定(毎月)、菜の花体操(毎日)、散歩・筋力強化運動等(随時)、避難訓練(月1回)
- 保護者会の支援(事務局) 施設視察、研修会、所外学習、調理実習
- 教育機関との連携
特別支援学校の生徒の体験学習、学生の実習受入、小中学校教諭の視察
- ボランティアの受入
- 福祉作業所ふたば園・つばさ園及び他事業所との交流、職員の情報交換
- こども110番の受入
- 利用者支援のケース会議

② 自主事業

- 作業訓練
自主作業(農作業、編み物・ビーズ作品製作、小型家電等のレアメタルの回収)
業者委託の受注作業(粉食品の袋詰め・箱詰め、アルミカップ詰め)、納品の同行
- 調理実習(クリスマス会、うどん打ち、太巻き寿司体験、もちつき等、年11回)
- 日常生活指導
当番制による昼食時・来客時のお茶出し、洗濯、後片付けの指導、調理実習買い物、交通安全指導
- 所外学習(県内外、年2回程度)
- イベント行事への参加
手をつなぐスポーツの集い、健康と福祉のふれあいまつり
- レクリエーション(ボウリング大会、カラオケ等)
- 作業製品の販売、作業所の啓発PR
健康と福祉のふれあいまつり、産業フェア、障害者週間、社会福祉大会等
- 周辺道路の清掃及び花壇の管理清掃

(4) 君津市地域福祉推進センター「ゆうゆう館」
(指定管理期間：平成26年度～28年度)

君津市地域福祉推進センター（君津市から受託）は、地域住民相互の交流及び地域連帯・健康増進を目的とし、地域における住民活動を活性化させるため、高齢者や障害者、青少年、ボランティア、一般市民の地域福祉活動拠点としての役割を担います。

(運営方針)

・地域住民相互の交流及び地域連帯、健康増進を目的とする事業のほか、高齢者、障害者、青少年、ボランティアや地域住民の地域福祉活動拠点として効果的な運用を図ります。

① 管理運営業務（通年）

- ・職員の配置（事務員1名）
- ・管理業務 施設（部屋）の貸出

② 自主事業（通年）

- ・君津西地区社会福祉協議会及び君津南地区社会福祉協議会の活動拠点として、福祉に関するボランティア活動の促進を図る（ふれあい・いきいきサロン等を実施）

Ⅱ 地域福祉活動推進部門（地域福祉推進）

1 地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進

地区社会福祉協議会（地区社協）は、地域住民の自主的な活動を基盤に、見守りや声かけ、安否の確認など日常的な支援活動を実施しています。

こうした福祉活動を広めるため、地区社協と本会が連携を強化し、いつでも、だれでも、住民が主体的に参加できる環境づくりをしていきます。

また、地区社協に対する住民の理解や関心を高め、福祉活動に関する人材の育成や民生委員児童委員協議会、自治会、教育機関など社会資源との協働により、地区社協活動の継続、発展を支援します。

(1) 地区社協活動の基盤整備

- ① 地区社協活動の連絡・調整
 - ・地区社協連絡会議の開催
- ② 活動拠点の検討
 - ・地区からの要望をふまえて行政等関係機関と協議
- ③ 地域福祉人材の育成
 - ・コミュニティーソーシャルワーカーの養成

(2) 地区社協活動の支援・助成

- ① 地区社協活動への支援・助成
 - ・君津東地区社会福祉協議会（八重原・周南中学校区）
 - ・君津中地区社会福祉協議会（君津中学校区）
 - ・君津西地区社会福祉協議会（周西中学校区）
 - ・君津南地区社会福祉協議会（周西南中学校区）
 - ・小糸地区社会福祉協議会（小糸中学校区）
 - ・清和地区社会福祉協議会（清和中学校区）
 - ・小櫃地区社会福祉協議会（小櫃中学校区）
 - ・上総地区社会福祉協議会（久留里・松丘・亀山中学校区）

地区社会福祉協議会で実施している主な事業

【 見守り 】

ひとり暮らし高齢者への友愛訪問型食事サービス
ひとり暮らし高齢者友愛訪問
ひとり暮らし高齢者見守り事業
寝たきり高齢者介護世帯への友愛訪問

【 交流事業 】

敬老会
ひとり暮らし高齢者とボランティアとの会食会（花見会・クリスマス会等）
ひとり暮らし高齢者バスハイク

【 いきいきサロン 】

高齢者ふれあい・いきいきサロン
障害者のつどい

【 生きがい支援 】

90歳到達者へ記念品贈呈
結婚50周年夫婦へ記念品贈呈
おしどり夫婦へ祝い品贈呈

【 福祉教育・子育て支援 】

小中高等学校との連携による福祉活動や福祉講座
小学校での福祉体験学習会
子育てサロン
通学路でのあいさつ運動

【 世代交流 】

ひとり暮らし高齢者激励（小学生の手書きによる年賀状等の送付）
多世代交流（グランドゴルフ大会・スポーツ大会等）

【 危険防止・防犯 】

児童生徒のための事故防止や防犯パトロール

【 広報・啓発 】

福祉広報紙の発行

【 調査研究 】

福祉ニーズ・意識調査

【 研修・講座 】

福祉講演会、健康講演会、ボランティア養成講座、介護教室等
役員・ボランティア視察研修

2 君津市地域福祉活動計画の推進

平成26年度から平成30年度までの5か年間で推進期間とする「第二次君津市地域福祉活動計画」では、地域での福祉に関する現状や課題を把握するとともに、その解決に向けて地域でどのようなことに取り組めるのかを検討してきました。

地域住民が地域福祉のまちづくりに向けた明確な目標を設け、計画的に取り組むため、地域との連携を深めながら福祉活動の推進を図ります。

なお、推進にあたっては、行政計画である「君津市地域福祉計画」と、住民行動計画である「君津市地域福祉活動計画」を両輪として取り組みます。

(1) 地域での取り組みへの支援

- ① 地区福祉推進委員連絡会議の開催
 - ・代表委員による地区福祉推進委員連絡会議の開催
 - ・地域での取り組みについての情報交換
- ② 地区福祉推進委員会議の連絡・調整
 - ・市内8地区での地区福祉推進委員会議の開催

(2) 社会福祉協議会の取り組み

- ① 君津市地域福祉活動計画推進委員会の開催
 - ・地域福祉活動計画への取り組み状況の確認
- ② 基本地域福祉フォーラムの推進
 - ・地域福祉に関する講演会等の開催

3 社会福祉関係団体の援助育成

社会福祉関係団体及び当事者団体が、その目的や役割を達成できるよう援助します。

地域の社会福祉資源として機能が有効に発揮され、福祉ニーズや課題の解決に繋がるよう育成に努めます。

事務受託の社会福祉団体については、会員の主体的な団体運営を目指すという共通理解を図り、事務分担や援助内容を明確にして、団体が円滑に事務や事業が行われるような援助を行います。

また、社会福祉施設・団体の助成についても、対象や基準を明確にして助成の公平化、事業の適正化を図ります。

(1) 福祉関係団体の援助育成

- ① 社会福祉関係団体の事務受託
 - ・君津市民生委員児童委員協議会
 - ・君津市老人クラブ連合会
 - ・君津市母子寡婦福祉会
 - ・君津市遺族会
 - ・君津市傷痍軍人会
 - ・君津リバーズ協会（身体障害者の会）

(2) 社会福祉施設・団体助成事業

- ① 社会福祉施設・団体の助成
 - ・指定就労継続支援施設・保護司会への助成
- ② 障害者団体の助成
- ③ 私立保育園の助成
- ④ 学童クラブの助成
- ⑤ ボランティア団体の助成（16ページに再掲）
- ⑥ 福祉教育推進指定団体の助成（16ページに再掲）

4 ボランティア活動・福祉教育の推進

ボランティア活動は、話し相手から外出援助等その活動も生活支援全般にわたっており、要支援者の生活や社会参加を支える重要な役割を果たしています。

今年度も引き続き、広報啓発活動及び相談窓口の充実に努め、より多くの方にボランティアセンターを活用してもらえよう取り組みます。あわせて、幅広く情報を収集するとともにコーディネーターの資質向上に努め、コーディネート業務を行います。

さらに、県社協、行政及びボランティア連絡協議会等との連携を強化し、災害発生時の支援体制を整備します。

また、福祉教育を「子どもたちの福祉の学びを支援する取り組み」と「住民主体・住民参加を進めるための福祉学習」といった2つの側面からとらえ、「地域を基盤とした地域ぐるみの福祉教育」を推進していきます。

(1) 君津市ボランティアセンター

① 事業内容

- ・ボランティア活動に関する相談、情報提供、活動の登録・斡旋
- ・ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・ボランティア活動保険への加入
- ・プルタブ・古切手等の収集の受入

② ボランティアセンター啓発事業

- ・ボランティアセンターパンフレットの活用
- ・ホームページの活用
- ・広報紙「福祉きみつ」内に広報紙「ボランティアひろば」を掲載し、ボランティアに関する情報を提供

③ コーディネート体制の充実（2名）

- ・専任コーディネーターの配置
- ・ボランティアコーディネーター研修（県社協主催）等研修会への積極的な参加
- ・地区社協活動等との連携強化により、幅広く柔軟な情報提供及びコーディネート体制の強化

(2) ボランティア養成事業

① ボランティア入門講座

- ・飛び入りボランティア体験講座を実施
- ・行政のまちづくりふれあい講座でボランティア養成講座を実施

② ボランティア専門講座

- ・専門的なボランティア活動に必要な知識や技術を習得するための講座を実施

(3) ボランティア活動の活性化事業

- ① 君津市ボランティアの集い
 - ・ボランティア連絡協議会およびボランティアの集い実行委員会との共催で実施
- ② ボランティアと障害者との研修・交流会
 - ・ボランティアと障害者相互の理解を深めるための研修及び交流会を実施

(4) 災害時支援体制整備事業

- ① 災害時対応マニュアルの改訂
 - ・訓練などを通じて随時改訂し、実際の災害に備える
 - ・社協職員がマニュアルを深く理解し、災害時の対応に備える
- ② 災害ボランティアセンター運営訓練
 - ・災害発生時を想定し、災害時対応マニュアルに従い各関係機関と連携して災害ボランティアセンターの運営訓練等を実施

(5) 福祉教育の推進

- ① 福祉体験出前講座
 - ・ボランティア団体や地区社協等との連携により、小中学校および地域団体に出向いて、車いす体験や講話を実施
- ② 福祉体験ボランティア学習
 - ・高校生を対象に介護体験学習を実施、福祉人材の育成を図る
- ③ 福祉意識啓発事業
 - ・市内小中学校の児童・生徒を対象に標語コンクール等を実施
- ④ 福祉教育推進校および団体への支援
 - ・清和地区内の指定校および地区社会福祉協議会の活動支援

(6) ボランティア活動・福祉教育助成事業

- ① ボランティア活動への助成
 - ・君津市ボランティア連絡協議会に助成
 - ・ボランティアグループへ活動費を助成
- ② 福祉教育推進指定団体の助成
 - ・千葉県福祉教育推進指定団体に助成

Ⅲ 福祉サービス利用支援部門（総合相談・自立支援）

1 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業（千葉県社会福祉協議会から受託）として、きみつ後見支援センターを運営します。

日常生活自立支援事業は、「自己決定」「自己選択」の社会福祉サービス利用の理念にのっとり、高齢者や障害者で判断能力が不十分な状態にある方であっても、能力や意思をできるだけ尊重して、日常生活の金銭管理等を支援して在宅で安心して暮らせるよう援助するものです。必要に応じて成年後見制度との連携も図ります。

介護保険事業や障害者自立支援事業のサービス拡充、認知症高齢者や精神障害者の増加に伴い、今後さらに利用が増加することが予測され、組織や事業の拡充に努めます。

(1) きみつ後見支援センター

① 後見支援センターの運営

- ・専門員の配置（専任1名 兼任1名）
- ・生活支援員の拡充
- ・千葉県後見支援センター主催の生活支援員研修への参加
- ・生活支援員研修会の開催
- ・関係機関連絡会議の開催

② 事業内容

- ・福祉サービス利用援助
福祉サービスについての情報提供、福祉サービス利用開始や中止の支援、苦情解決制度を利用するための支援
弁護士・司法書士・行政書士、社会福祉士等の紹介
- ・財産管理サービス
医療費、税金、公共料金等の支払い、生活費の払い出し等の支援
- ・財産保全サービス
年金証書、預金通帳、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印等の預かり支援

2 福祉資金貸付事業

「生活福祉資金」、「高齢者及び重度心身障害者居室等増改築・改造資金（老障資金）」の相談・貸付（千葉県社会福祉協議会受託）を行います。この資金貸付事業は、低所得者、障害者又は高齢者等を対象に、経済的自立、障害者の社会参加、住環境整備等を目的として支援するものです。特に雇用情勢の厳しい状況の中、生活福祉資金を含め、緊急雇用対策の運営のあり方について、ハローワーク、行政機関（生活保護担当）との連携を強化し、住民の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

また、君津市独自の貸付事業として、低所得者を対象とした生活資金貸付である「ふれあい資金」を運営します。

(1) 生活福祉資金及び高齢者及び重度心身障害者居室等増改築・改造資金（老障資金）

- ① 相談支援体制
 - ・生活福祉資金相談員の配置（2名）
 - ・貸付滞納者に対する個別相談及び自立生活支援
 - ・職員研修への参加
- ② 生活福祉資金
 - ・低所得者、障害者又は高齢者に対し資金を貸付
- ③ 老障資金
 - ・60歳以上の方がいる世帯や重度の身体障害者及び知的障害者のいる世帯で専用居室等を増改築・改造するための資金貸付

(2) 君津市ふれあい資金

- ① 君津市ふれあい資金
 - ・市内に居住する生活保護を申請した世帯を対象に、その支給が開始されるまでのつなぎの生活資金を貸付
 - ・民生委員や関係行政機関との連携による滞納者への償還促進

3 ふれあい相談事業

福祉総合相談窓口として「ふれあい相談室」を設け、住民の抱えるさまざまな悩みや問題の相談に応じて解決に向けた援助を行います。

住民がいつでも気軽に相談を受けられるよう、事業について広く周知を図るとともに、専任相談員及び専門相談員を配置し、解決機能、即応機能を高めます。

また、行政との連絡調整を行い、教育、保健医療等他機関や地域で相談援助活動している民生委員児童委員ともネットワークでの連携の促進を図り、潜在するニーズの早期発見や早期解決に努めます。

(1) 君津市ふれあい相談室

- ① ふれあい相談室の運営
 - ・専任相談員の配置（1名）
 - ・君津四市相談事業運営研究協議会
- ② ふれあい相談事業
 - ・心配ごと相談（民生委員児童委員）
 - ・法律相談（弁護士）
 - ・こころの相談（カウンセラー）

Ⅳ 在宅福祉サービス部門（在宅福祉推進）

1 住民参加型ホームヘルプ事業

住民相互の助け合いや支え合いによる会員制の有償相互援助活動「ホームケアサービスあんしん事業」を実施しています。

これは介護保険制度や行政サービスとの連携により公的サービスの補完としての役割もあり、かつ、住民相互による福祉活動を促進するうえでも重要な事業です。

また、君津市ファミリーサポートセンター事業（君津市から受託）を実施し、地域全体で子育てを支援する基盤整備を図ります。

(1) ホームケアサービスあんしん事業

① 事業内容

- 登録制（協力会員・利用会員）による有償の在宅サービス
市内在住で日常生活において、支援が必要とされる方を対象
サービス内容は、家事援助、産前産後の家事支援等
- 会員の交流研修会開催
- 事業説明会の開催
- コーディネーター研修会への参加
- あんしん事業パンフレット等の活用による事業周知

(2) 君津市ファミリーサポートセンター事業

① 事業内容

- 登録制（協力会員・利用会員）による有償の相互援助活動
サービス内容は、生後6ヶ月から小学6年生までの子どもの預かりや送迎等
- 会員の交流研修会開催
- 協力会員を対象とした育児サポート講習会の実施
- 事業説明会の開催
- コーディネーター研修会への参加
- ファミリーサポートセンターパンフレット等の活用による事業周知

(3) コーディネート体制

- 専任コーディネーターの配置（3名）

2 介護保険事業

指定介護保険事業として、訪問介護事業と居宅介護支援事業の2つを実施しています。

公益事業として利用者やその家族の立場に立ち、利用者のニーズに柔軟に対応し、かつ良質なサービスの提供を図るために運営体制の整備や職員の資質向上に努めます。

また、本会にとっての主要な収益事業であり、地域福祉活動の展開に必要な財源確保のためにも事業規模や経費の適正化等を行い、法人経営の安定に努めます。

(1) 訪問介護事業（社協介護サービス）

① 運営体制

- ・サービス提供責任者の配置（2名）
- ・登録訪問介護員連絡会議の開催
- ・登録訪問介護員現任者研修の開催

② 事業内容

- ・365日、24時間体制でサービス提供
訪問介護及び介護予防訪問介護計画の作成
身体介護・生活援助、介護予防に関する生活援助サービスを実施

(2) 居宅介護支援事業

① 運営体制

- ・居宅介護支援事業所の職員配置（4名）
- ・担当職員会議の開催（週1回以上）
- ・介護支援専門員研修への参加

② 事業内容

- ・居宅サービス計画および介護予防支援居宅サービス計画（君津市地域包括支援室から受託）の作成
- ・利用者の課題分析、居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
- ・サービス実施状況の継続的な把握及び評価
- ・サービス担当者会議等の実施